

## 緊急事態宣言の解除を踏まえた小樽商科大学の対応について

令和3年9月30日改訂  
小樽商科大学危機対策本部会議

国による緊急事態宣言が9月30日をもって解除となりますが、北海道では、緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、国の基本的対処方針に基づく段階的な緩和の観点等を踏まえ、特別対策を講じることとされております。

本学としては、10月1日以降、別添の行動指針（BCP）をレベル2に引き下げることとし、下記のとおり対応いたしますが、学生及び教職員におかれましては、人の移動が活発化する秋の行楽シーズンを迎え、普段会わない人との接触機会が再び増えることで、感染の再拡大が懸念されていることを踏まえ、感染防止対策及び感染リスクを回避する行動の徹底について、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

- (1) 研究指導を含む全ての後期授業（学部・大学院）は、対面授業と遠隔授業の併用とします。
- (2) 学生（学部学生・大学院生）は、大学行事に出席する場合、対面授業に出席する場合又は校内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可します。
- (3) 学生の課外活動は、一定の条件の下、本学公認サークルの活動を認めます。なお、対外試合や大会等への参加については、確認書の提出により許可します。
- (4) 教員は、キャンパスへの出勤を可能とし、教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進（札幌市内在住の教員については、一層推進）します。なお、海外出張は引き続き延期・中止（学長が特に認めた場合を除く。）としますが、国内出張は可能とします。
- (5) 職員は、テレワークや時差出勤を一部活用（札幌市内在住の職員については、活用を促進）しながら、通常業務に従事します。
- (6) 会議等は、原則としてメール等による持ち回り（書面）やZoom等によるオンラインでの開催とします。なお、感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催を可能（会場の収容率は50%以下）とします。
- (7) 学生及び教職員は感染防止対策及び感染リスクを回避する行動の徹底について、別紙のとおり実践ください。また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は濃厚接触者となった場合は、大学の担当部署（別紙参照）に電話で速やかにご連絡ください。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための小樽商科大学の行動指針（BCP）

適用日：R3.10.1～

レベル	授業	学生		教員	事務体制	会議等
		入構・施設	課外活動			
0	通常					
1	対面授業と遠隔授業の併用	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件の下、公認サークルの活動可能 また、一部大会の参加も可能	①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張は可（感染症危険レベルが1以下の場合に限る。レベル2の場合は学長が特に認めた場合に限る。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインによる開催を推奨。 ※感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催は可（会場の収容率は100%以下を厳守）
適用						
2	対面授業と遠隔授業の併用	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件の下、公認サークルの活動可能 また、一部大会の参加も可能（確認書の提出が必要）	①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張の延期・中止（学長が特に認めた場合を除く。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
3	原則遠隔授業	事前予約等の感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構並びに学内施設の一部利用可	課外活動の原則中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内出張（不要不急の出張は自粛）は可 ③海外出張の延期・中止（学長が特に認めた場合を除く。）	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を維持するための優先度の高い業務に従事	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえで、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
4	遠隔授業のみ	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務を中心に従事	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインでのみ開催（危機対策本部会議等は感染拡大防止措置を講じ、一部対面で開催）
5	全授業の休講	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（執行部のみ出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務のみに従事	会議等の延期・中止（危機対策本部会議のみ原則オンラインで開催）

制限レベル強化

※1 本行動指針（BCP）は、感染拡大・収束等の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。  
 ※2 レベルは、各項目に対して一律に適用することを原則とするが、項目ごとに異なるレベルを適用することもあり得る。

## 〈学生のみなさまに実践いただきたいこと〉

1. 発熱や咳があるなど、体調が悪い場合には、キャンパスへの入構やアルバイトなどの外出を控える
2. 感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える。特に午後9時以降の外出を控える（注）
3. 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動する
4. 感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える
5. 帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数（5人以上）の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は移動を控える
6. 右記の場面では不織布マスクの着用を徹底する：外出時、会話時、特に高齢者や基礎疾患を有する方と接する場面
7. キャンパスへの入構中及びその前後における感染予防策の実施を徹底する
8. キャンパスへの入構、アルバイトなどの前後における複数人での会食は控える
9. 飲食は4人以内など少人数、短時間で、大声を出さず、会話の時は不織布マスクを着用する（黙食の実践）
10. 感染防止対策が徹底されていない飲食店等又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える
11. 札幌市の飲食店等を午後8時（認証店は午後9時）から翌午前5時まで利用しない
12. 飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
13. 「国の接触確認アプリ（COCOA）」や「道のコロナ通知システム」の徹底した活用

（注）本学は、感染リスクを回避するための防止対策（毎日の体調確認、不織布マスク着用、手洗い・手指消毒、机・器具の消毒、1m以上の間隔を空けた座席設定、窓や設備による換気、課外活動時のルール策定・運用）を講じております。また、学生の通学は不要不急の外出・移動には該当しないと判断しております。

（参考）北海道の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>

## 〈新型コロナウイルス感染症罹患者・濃厚接触者となった場合の大学への連絡先〉

学部生及び大学院生：学生支援課（0134-27-5245）又は保健管理センター（0134-27-5266）

留学生：国際交流室（0134-27-5262）

※夜間・休日の場合：警備員室（0134-27-5226）

〈教職員のみなさまに実践いただきたいこと〉

1. 研究指導の担当教員は、感染予防策を徹底するよう学生に指導する
2. 発熱や咳があるなど、体調が悪い場合には、出勤・出張などの外出を控える
3. 感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控える。特に午後9時以降の外出を控える
4. 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動する
5. 感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える
6. 帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数（5人以上）の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は移動を控える
7. 仕事後や休憩時間などの感染リスクを高めやすい場面や高齢者、基礎疾患を有する方と接する場面において、不織布マスクの着用を徹底する
8. 飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時は不織布マスクを着用する（黙食の実践）
9. 感染防止対策が徹底されていない飲食店等又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える
10. 札幌市の飲食店等を午後8時（認証店は午後9時）から翌午前5時まで利用しない
11. 飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
12. 「国の接触確認アプリ（COCOA）」や「道のコロナ通知システム」の徹底した活用
13. 教員：キャンパスへの出勤を可能とし、教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進  
職員：テレワークや時差出勤を一部活用

(参考) 北海道の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>

〈新型コロナウイルス感染症罹患・濃厚接触者となった場合の大学への連絡先〉

教職員：総務課職員係（0134-27-5209）

※夜間・休日の場合：警備員室（0134-27-5226）